會學濟經學大國帝都京

散論際經

號 三 第

港四十四等

新 農 ス 土 ミ シ 國 輸 貸 國 賣 着 民 タ 地 ヴュー 際 入 借 民 上 外 の ハ 利 が ラ 的 統 對 生 税 國 税 ノ 田 和 昭 命 の	行發日一月三年二十和昭													
論叢 叢	(本) (+	研究 一	ッダルの貨幣論について	外國經濟雜誌主要論題										

(禁

轉

載)

農 民 の 稅外負擔

烆 部 落 協 議 費 15 就 ረጉ 7

柏 井 象 婎

問 題 0 範 圍

檐の 稅負擔 た。 る。 カュ 迌 1 雪 腴 部 ١ 客 る税 쉞 る 廣 特 i. 此等 拹 且 理 制 護 10 由 內 地 閣 貨 止等が進行経 Ø 10 0 事實に 方税負擔が著しく輕減されようとして 基 がその Ø 根 くも 仴 本 完 的 稅制 基く農民 Ø 整理なる 農村 ~ あつ 改革 海乃 經 た。 0 重題村財 0) 严 項目を 目標 租 Ø 。 弱乏 ・ 稅負擔 そして今や農民 申 掲げて 17 蚁 委任 特 中 Ø 鏆 央 7 ね 鳱 事 地 た ゙゙ヺ 地 (\mathbb{Z}) đ5 稅 Ø Ø 方 ゐ 租 Ь 貟 仑 1) 0

外負 要な部分を占めてゐ も租稅負擔 然し 擔 があ 乍ら農民 。 み る。 此等 ٣ Ø は 經 るの Ø 無 湾 稅外負擔 生活 V は部落協議費である。 を壓 此 Ø 他 迫 Ø r‡i J łζ るも 幾多の公課 10 ぁ 0 0 Ē は、 らも特に 部落協 必 所 謂 ず 重 稅

農民

Ø

稅外負擔

第四

--

四

卷

四

t

五

第

三號

三

五

は市 業 點 議費とは一 ゐ 1 る。 火・渡船・撒水・清潔法の施行・産業獎勵・災害豫防・夜 の費用で る公益上 町村として 且之に屬するものとして、 般 あつて、 0 協 に「各戶の 取 議 扱 IT 市 依 M 難 ŋ 町 村 申合せ V 又は もので Ø 手 協議 に依 の及ばざるもの ある。」 道路 b K 共 基 の小修繕 à Ø 部落 불 施行 は カ, 中 4 衐 る事 n K 又 於

稅負擔 警神 きは 協 財 此等は部落民に賦課されるので 部落 し乍 部落協議費は めた 냶 向は農村 政 議費負擔をも併 を援助 行税の ら部落協議費の ķ1. κ 窮民救濟 社寺院の た費用 轉 として K 烼 於て甚 制限外課税を行はず、 され L てわ 市 Ø 7/ 修繕・冠婚葬祭・入退營兵の送迎・家族 各種 た部 ШJ 埧. 性質も多分に だし 13 せて考慮する事 るとさ 村 F 分が 財 6 納税獎勵等に闘す には市 V 政 12 へ云は 多分に て 法 (501) 0 範圍 例 持つ 町 ば東北 含まれ ある 外に 22 村 從つて に依 部落 -7 財 ゐ から、 ゐ 政 ある筈であ $ec{oldsymbol{z}}_{_{\!\scriptscriptstyle 0}2}^{}$ つて、 協議費を以 Ø る。 **3** 7 力、 ゐ 協 あ ら 膫 從つて・ る農村 特 は 議に カゝ る 農民 み /C< 拉 出 共 址 L る。 U 部落 き定 て た租 ---Ø Ø O L 力 租 加

I)

- 汐見博士、部落協議費の研究(經濟論養第四十一卷第一號) 汐見博士、同上

四 + 四 卷 四 ti 六 笰

稅負 Ь ŋ Ø で 極 ある。 (擔に關 めて 部落 重 協 要 j 議 Ø へな意義な ^る問題 費 み なら \emptyset 研 を持 ず は 究 は 部 落は つて 層 地 方財 明 ゎ 地 瞭 方 る。 政 K 團 研 理 乳 體 解 O 0 す 出 る事 最 發 小單 點として が 仜 出 Ċ Ż あ る

て特に問 力。 ١ る 理 題をその 由 K 基 V 部落協議費負 -私は 是民 Ø 稅 擔 K 外負擔を見る 限定した。 1

る。 會出 する 二〇三圓 業團體、 遙 + κ 産 Z -|-に 字社 關せざる関 三ケ 於け 農林 產業團體 カゝ 組合等) K 產. そ 荷組 紫團 重く 竹邊務 村を選んで、 Ø る • 愛國婦 結 稅 七 合•各種同業組合•養蠶組合•副業組合等) なつ 果に (二法令に準據せざる産業團體(農家小組 **Ŧ**. 體 外 中 (農會・商業會議 槽 負 部 扄 (擔を調) 落 7 (t 八 六 依 人會等)等に關する負擔狀況 (部落•青年團•女子青年 れば 醞 協議費、 Ξ Z) 夫々 る。 411 圓 査 26 して 戶 O áβ Ħ. 稅外 = 常負擔は農村の 農 力を 三 所 產 行かの b \equiv 20 排 の貨幣に就り 五、 業に 圓 負 る 圓 二法令に準據せざるの總負擔額は一法令に準 地整 修修と 關 卽 四 理 して一法令 四 八 Æ. 七圓 ざる團 **奧** 在鄉軍 いて農村 粗 + 方が 合水 四 を調 市 C 都 ぁ 쁀 町广 利 査して 市 K 及 放 る 人會·赤 合商 四 組 ざる産 準 より Ų. ζA 合畜 Ŧi. 準 産業 據 都 百 據 ₹, ŢŢ Ð]; t

劜 及 八內務 寺院費・警備費・事務及事務所費・衞生費・勸業費・ 省 地方財 政 概要 んは部 落協議費 (を土木) 及 水 利 費 その 祁

> る 他 0 여)-난 項 目 ĸ 分つ ۲, 夫 Þ 10 就 6. て 次の 様な數字 を 揭 げ て

て み る。	(氏子割·檀徒型	するもの(人頭	標準とするもの	三生産を標準と	割·稅額割等)二资力	てゐる。即一上	る場合もある。	部落協議費のは	合	其の	勸業。	衛生	事務及事務日	备備	神社及寺院書	土木及水利池	ある。
	(氏子割・檀徙割等) 等の方法に依つて部落民に負擔せしめ	するもの(人頭割・牛馬割) 六氏子檀 徒を 標準と する もの	標準とするもの(平等割・戸敷割・家屋割等)五人畜を標準と	とするもの(生産割・收繭割等) 四家屋戸敷を	を標準とするもの(査力	地义は稅を標準とするもの(地價割・段	が、通常は直接部落民に賦課する方法をとつ	財源は寄附金或は部落有財産よりの收入に依	計 四一、六七八、二五〇 一〇〇	他 七、大九〇、二八三 二八十二	我 一、七九一、〇二〇 四・二	費 二、四〇〇、七九五 五・七	所費 三、八六六、一九四 九・二	費 三、九一七、三三七 九・四	費 六、六九〇、一八八 一六・〇	費 一五、三二二、六一三 三六・七%	
\			_	<u>-</u>	_	别		-									

(=)貫 П 吉川 K 標 就いて全國に亙つて行つた標 潍 村を選ん 的 農村 譋 杏 且資料 0 世 象 ٤ は 內 務省 て 推 は 特 的 が 農 昭 K 奼 和 庫 九 年 縣 美囊 度 政 O 郝 調 事

山

漁

村

財

- 農林省農務局、農村及び都市の負擔並財政狀況調査の概要(昭和九年度)昭和 3)
- 內務省地方局、地方財政概要(昭和十年度) 4)
- 汐見博士、前掲書 5)

此等の 選ばれ 查及 \$ 額約 十戶 從つて 務省は は、 のである。 ても農耕産が最も重要な部分を占めてゐ 圙 Ø して 却する結果、 卒 【と見る事が出きる筈である。 表彰を受けた事等が同村の特長である。 び行政 つねる事 、中その七割迄が農耕に從事してゐる。 均 具年々産出する米の大半を潤米として灘地方 貧村に 四十八萬圓中約三十三萬圓が農耕に 標準的 П 譋 的 たもので 吉川 査に當つて兵庫縣に於ける標準的農村として な姿を示すものとして、 從つて完全な純農村であると云ふ事 調 b 村紅 査の結果を用ふる事とした。 農 明治四十三年に優良農村として内務大臣 K 非ず富裕村にもあらざるものを求 ある。 於け 山漁村を各府縣に就 湾が選出 る調 然して口吉川 杳 は 万 ある意味に於て全國農村 0) 酒造業者に多分に依存 或は全國農村 村 V て選ぶに當つて は總戸敷五 る。 依つて 生產額 П 然し乍ら内 吉川 卽總 Ø めた。 が 出 る 生産 K Н 村 17 縮 讀 る 於 七 は き

部落協議費負擔

農民の稅外負擔

第

四

十四四

卷

캗니

-6

-1-

第三號

二三七

つて、 (--)(イ) 經費 ・ 村 その 財 政 應村財 經 Ø 麦並 概要 歲 X びに蔵 政の大要を理 村財政 村民の部落協議費負擔を見るに先立 入を の大要を教へる可き資料とし 昭 和 解しておく必要があ 九年度決算に就いて示 る。

£

ば次

0

如くで

あ

る。

(ii) 酸 (i) 學事 審 費 上 學 撰 學 撰 華 相 智 學 撰 撰 撰 撰 撰 撰 神 經 隔離 青年 地方改良費 使 魞 勸 **傳染病豫防費** 用料 慮 業 産 -訓練所 病含費 费 下 肔 誻 及 手 費 費 入 金 数 費 料 五二子 四 一、八一六 七 九 七 五. 四 Ŧì. 六 fi. 四 九 ō 四面 九 On 财 觤 村 雑 縣 -F គំរាំ 税及 計 譋 [4] 助 查費 £1 貨 出 /作 ೡ 稅 金 **1** 入 쾀 二七、四 四 二、四七三 一、四六七 1、六九五 JL 二二七 汽三四 万. 五. H O JΕ 0 九四

.V 庫 補助 金 金 ニ、ススニ 五. 三八 合 랅 二九、二六八

費の半額を占めてゐる。 事務費に屬するものである。 三分の二を占めてゐる。 經費に於ては小學校費と役場費とに依つて總額 小學校費の大部分は所謂委任 小學校費のみに依つても總經 Ø

れず、 11. となつてゐると云ふ事が出きる。 かなりに上つてゐる。 役場貨の中にも 委任事務費 に属す 可き部 その他の經費の中にも委任事務費たる可き部分が 所謂委任事務費が村財政にとつて可なりの負擔 從つて全國の農村財政 Ø 分が含ま 例 7 洩

助金 重壓を感じつゝも、 財政は一方に於ては所謂委任事務費に依つて可なり 級團體より支給せられる補助金收入である。 いて國庫より支給せられ (p) 歲入に於ては 村税收入が 總歲入の 之に次ぐもの に依つて或程度潤ほされてゐるのである。 は市町村義務教育費國庫負擔法 他方に於ては上級團體より る國庫下渡金並びに其の 半額に 從つて村 上つてゐ Ø 他上 17 補 Ø 基

租稅負擔

村民の經濟生活を繞つて、

國稅體系

する。 税負擔としては直接國稅に關する數字のみを掲げた。 の後始めて與へられるものである。 通じて負擔するものであり、 に間接國稅がある。 租税體系の課税物件と交錯する毎に失々 て次の樣な割合になつてゐる。 縣稅體系• 然して村民の負擔する租稅額 村稅體系が 然し乍ら間接國稅は轉嫁の過 ある。 その負擔額 彼等の經 國稅には直接國 從つて此處には國 は 濟生活 昭 の租税を負 和 は複雑な計 九年度に から 稅 址 の他 等の 程 郭 F 於

			村稅			縣稅								
雜種稅附加稅	家屋稅附加稅	數	地税附加税 地租•뫢另	}	そ の 他	•••	屋	及 特 別 地 税 税 税 税	L †	その他	所得稅	地租		
1、六七一	三五一	七、四九三	四、四四三	一一、八七七	五九五	一、七九七	七〇六	八、七七九	六、七五三	二四五	四三九	方、O 六九 _阿		
				三六%					11 100					

O 他

三三三

四、二九一

四三%

三二、九二一 100%

ある。

計 좕

十七圓七十五錢となつてゐる。 四錢・縣稅二十圓八十三錢・村稅二十五圓七錢總計五 直接國税の順序となつてゐる。 る部分を占めてゐるのは村稅であり、之に次いで縣稅・ 更に之を一戸當に就いて見れば直接國稅十一 即租税負擔中最も大な 圓八十

三圓・三、四六八圓で之に次いでゐる。 にあり、 加稅に關する 土地負擔が 一九、二九一圓に上り第一 文之を種目別に見れば、 戸數割・雜種税及びその附加税が夫々七、四九 担 租 : 特別和能及びその附 <u>157.</u>

謂税外負擔を課せられてゐる。 協議費・養蠶實行組合・出荷組合・・青年團等に闘する所 ハ税外負擔 村民は此等の租稅の他に、村農會・部落 即次表の如くである。

養蠶實行組合 191 . 二、六八五川 三八 \mathbf{H} 部落協議費 荷 組 合 一一、九二一 100

爴

此等税外負擔中に於て最も大きな部分を占めてゐる

落協議費は村稅負擔に次ぎ、縣稅及び直接國稅の上に のは部落協議費である。 之を租税負擔と比較するも部

次の様な使途に向けられてゐる。 るのである。 費・警備費。衛生費。 社寺費の六項目に分類され、 を營むと共に、村財政からはみ出した部分を賄つてゐ 部落が夫々部落協議費を支出する事に依つて部落財政 二部落協議費負擔 部落協議費の内容は上木費・勘業貨・教育 口吉川村は十七部落に分れ、各 夫々

敎 勸 Ⅎ. 業 木 育 費 費 費 兒童の學校備品購入等 害蟲驅除·部落共同農具購入等 道路・河川・溜池の修繕等

豁 費 消防用費用・ポンプの修繕等

牛 費 傳染病患者に關する費用

祉 **+** 社寺の修築・寄附その他祭典等に關する費用

方法を採用してゐる。 る。 等の 方法に依つて 原則として 部落民に 然して此等の費用は戸敷割・地租割・段別割 各部落は協議費を賦課するに當つて夫々次の様 賦課され 戶別 7 な 割 ゐ

第四 十四四 卷 四 -12 九 第三號 三九

農民の税外負擔

久灸(戶敷割·段別割)·里脇(地租割·段別割·戶數割)·槓(戶

數割·地租割)· 吉祥寺(戶數割·地租割)· 馬場(戶數割·段別

第四十四卷 四八〇 第三號 一四〇

費負擔額を算出すれば次表の如くである。(單位圓)

部落氏に賦課されてゐるものとして、

夫々の部落協議

を考慮外に置き、各部落の部落費が夫々の	an でなっ 悪いガス 一条し合う 一般山の	武果される事になる。然しだら一無比り店	落外の土地所有者に對しても部落協議費が	のてある。後でで興等の方法に依る時は剖	ううらんりこと等りできょう。	所有する耕地面積を基準として賦課するも	租割及び段別割は失々地租額及び部落内に	に当年に全折を害り営てるものである。 国	学生有類で用りずこう ()のこうこう	税とも云ふ可きものである。戸別割は各戸	のである。云はゞ戸數割に對する部落附加) 1919 6 利利 月間 1919 7 日間 格名 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		別割:再數割:地租割):桃阪(段別割:戶數割)	割·戶數割)· 笹原 (戶數割· 地租割)· 殿畑 (戶	大島 (段別割·地租割·戶數割)· 善祥寺 (段別	裙原(戶數割。段別割)。東(戶數割・段別割)・	租割,段別割),保木(地租割,戶數割,段別割),	割)•酉中 (地租割•段別割•戸數割)•酉	割)•蓮花寺(戶數割•段別割)•東中(戶數割•段
%	合	桃	酉	東	蓮花	鳥	東	桾	保	藍	南	笹	善祥	太	吉祥	桢	粗	久	袑	
	計	队	ι‡a	41	1E 寺	場		原	木	批	畑	原	寺	,E;	香		腨	次	落	
	新七〇	Ē	분	四 五:	<u></u>	10	 ≯i	完	Ξ	뇬	亳	亳	-15	Л. .т.	八、	. 	三	苔鱼	戶數	- 4
空宝	七、四點	新) H	======================================	<u>=</u> تا-	<u>[]</u>	企	四	查	140,1	五七四	1 00	2 0	3 ¹ 1	兲	美 00	芸丸	01117	費土 木	うずま
<u> </u>	芸	Ē	10	흔	三	=	Ξ	大	-XO	喜	=	등	水	贰	Hi.	3	Ħ	至()	費勸 業	7
<u>=</u>	盖	<u>=</u>	臺	六	74	Æ.	八	元	Œ	吾	110	FO.	=	:	lreg	E.	ē	が 丸	費教 育	d
美人	100	葟	2 ()	蒉	l)	تا-	☲	仧	合	100	亖	<u></u>	Æ.		72 100	七	ਰ	立	費 警 備	K 3 3
	量	五	孟	10	12	프	八	Эî.	25	ī	=	八	<u> </u>	兀	<i>≡</i> .	ᆉ(<u>:</u>	1	費德 生	
三	11、第00	六	三	1110	岩	존	100	1104	三	<u>[</u>	10	合	元	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	É	<u></u>	-5	七八五	發祖: 寺	ă
100	二、光三	1	六	丟	三宝	一类	臺	仧	九三	一 <u>、</u> 茶二	100 110 110	汽 0	七四	л. Э.	- L :	芸		二、一九	合計	女。である「異イ匪」
	130•九四	計• ●計	111-第00	三•辛公	三・三毛	043-11	三三	二六-九三一	图 -第00	二三・三九四	天•0岩	二•六奈	10-年1	(C) (C) (Z)	九-至00	196-010	二二九七一	三四•九〇五	負 一 戶 擔當	1

. 3 協議費負擔額が約四十圓に上つてゐる事は注意すべき 税負擔が約六十圓なるに對して、 迫するものであると云ふ事が出きる。 であるから、 夫丈大なる施設を部落民が享受してゐるとも考へられ であるから、 議費は原則として部落内の事業の爲に使用されるもの の一戸當負擔額九圓五十錢を最低としてゐる。 戶當負擔額四十一 戸當負擔額は二十圓九十一錢である。 ÈÍ 然し乍ら夫は當然部落民に依つて負擔されるもの 表に依つて之を見れば、 大なる額を支出 他面に於ては夫丈部落民の經濟生活を壓 圓五十錢を最高とし、 口 してゐる部落に於ては、 吉川 保木部落の如き部落 . 村民 殊に一戸當總租 且保木部落の の部落協議費 吉祥寺部落 部落協

二・一%・衞生費一・四%の順序となつてゐる。る。之に次いで勸業費六・一%・警備費五・八%・教育費即土木費は六二・五%・社寺費は二一・八%に上つてゐるのは土木費であり、之に次ぐものが社寺費である。次に部落協議費中に於て最も重要な部分を占めてゐ

事實である。

場合には之に伴ふ部落民の負擔は 政 落協議費に依つて支辨すべき事となつてゐる。 しての性質を多分に帯びてゐる。 ば部落に關係のある道路に關する費用の如きすべて部 負擔すべき部分もあるが、 の結果極めて大なる額に上つてゐるのである。 つて負擔さる可き部分も含まれてゐるのである。 からはみ出して部落に轉嫁された部分が含まれ、 止 木費の中には部落有溜 その中には當然村財政に依 池の修築の如く當然部落 かくれ た租税負擔と 即村 カ^ュ 例 そ ろ 財 Ø

三 部落協議費に關する問題

本る事が許される筈である。のである。従つて之を以て全國農村の事情をも類推すする實情に過ぎない。然し年ら此處に擇んだ口吉川村は内務省の調査に於て標準的農村として指定されたもは内務省の調査に於て標準的農村として指定されたもは内務省の調査に於て標準的農村として兵庫縣の以上農民の部落協議費負擔の一事例として兵庫縣の

従來部落協議費に闘する研究は殆ど行はれた事がな

農民の稅外負擔

第四十四卷 四八一 第三號 一四一

夫さ十 吉川 るに 銭に上つてね **ず極めて重要な部分を占めてゐるのである。** に於ては、 かつた。 對して部落協議費の一戸當負擔額は二十 村 に於ては直接國稅・縣稅・村 圓八十四錢·二十圓八十三錢·二十 12 も拘らず部落協 從來しきり に論議され 議費負擔は農民 稅 た租税負擔にも劣ら Ø 戸當負 五圓七錢な 0) 經 例 摄 九十 擔額 \sim 쑘 ば 生活 口 が

てね で に依 木費 され 减 無い 政 從つて全國の實情に就いて見るも全く同樣である。 或は近く行はれる可き税制整理 から ź あ 且. シ る。 6) るのは 事實である。 たとしても、 扎 つて當然賄はる可き部分が多分に含まれてゐ Ø 部落協議費の中 中に はみ出 之に 上木 は 土木費である。 費に 國或 伴つて村 して は縣 村財政 從つてたとへ 部落に轉嫁された部分の 限らずその にあつても最も大なる割台を占め 税負擔が輕減され の支辨すべきもの、 に依つて當然支辨される可き 此 他 の事實は地 村財政に於て經費 0 の結果村税負擔 費目 ŀζ 方財 たとしても、 あつても村財 或は村 ある事 政 が 慨 要 が は疑 る 財 <u>-1:</u> 0 政

> 擔され 12 る事 容乃至村民の ては決して輕減された事にはならない。 部分が部落 へて負擔された事になるのである。 るので に依 たる事となれば、 d) って、 協議費の 租税負擔は部落協議費をも併 始めてその 中 ΙC 轉嫁 農民の租税負擔は實質上 規模乃至內容 され、 かく 部落尺に -租. が 明 せて 村 稅 依 瞭 財 が形を變 彩 つて K 政 慮 に 示 Ø 於 負 5 [시

Ŋ, 加へ <u>の</u> 議費を尊重 を解消して之を村 として存績 更に又他方に 本 已に汐見博士に依つて提供された、 5 個 る可きか、 調 査は學術振興愈の援助に依つて行つたものである。 の根本問題が將來に残されてゐ Ł し村財政 しめ、 三部落協議費を二 あつては部落協議費その 財政 他を村財政に包含せしむ可きか Ø に吸收せしむ可きか、 部を割い 種に分ち一を協 て之を部落協議費に るのである。 (一部落協議) Ŋ, 1) (二)部落協 1 關 議費 背

6) 山口磊吉、部落費に就いて(自治研究九卷三號)参照7) 汐見博士、前掲書